

『災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定』  
(道路関連)

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度（災害協定等の有無）」の項目で加算評価されます。また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務（防災訓練を除く）を行うと「地域貢献度（災害協定に基づく活動実績の有無）」の項目に加算評価されます。

平成30年3月28日

国土交通省関東地方整備局  
横浜国道事務所長 淡中 泰雄

記

1. 協定の概要

- (1) 名称 災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定（道路関連）
- (2) 目的 本協定は、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所が管理または工事中の施設等が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、早期情報収集及び応急対策を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、双方がその確保及び出動の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。
- (3) 内容 協定書及び協定区間は別紙1及び別紙2のとおり
- (4) 期間 平成30年7月1日から平成33年6月30日まで

2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）平成29・30年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園

工事のいずれかに認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 神奈川県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 平成14年4月1日以降に、神奈川県内で元請けとして完成・引渡しが完了した道路工事における一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事のいずれかで、受注金額が2,500万円以上の施工実績を有すること。（共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。）
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 横浜国道事務所の管理する国道から概ね10km（直線距離）以内に土地面積100㎡以上の資材置き場を所有すること。

### 3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

- (1) 技術資料の作成要領は次表のとおりとする。

評価項目	留意事項
<p>(1) 工事の施工実績 【等式-1】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成14年4月1日以降に、神奈川県内で元請けとして完成・引渡しが完了した道路工事における一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事のうち受注金額が2,500万円以上の代表的なものを1件記載する。</li> <li>② 可能な限り国土交通省発注工事（成績が60点未満のものを除く）から選定する。</li> <li>③ CORINSの写し（登録されていない場合は、契約書の写し）を添付する。</li> <li>④ 施工実績が無い場合は協定を締結しない。</li> </ul>
<p>(2) 協定締結希望区間と希望理由、資材置き場の状況 【様式-2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 協定締結の希望区間を記載する。</li> <li>② 資材置き場の住所、面積、希望区間からの距離（直線距離）を記載する。</li> <li>③ 資材置き場は横浜国道事務所管理の国道から概ね10kmに資材置き場（100㎡以上）が無い場合は協定を締結しない。</li> </ul>

	<p>また、駐車場、物置等は資材置き場と見なさない。</p> <p>④ 資材置き場は協定期間中継続的に確保できるものに限る。</p>
<p>(3) 災害時に使用する建設資機材の状況 【様式-3】</p>	<p>① 協力要請時に確保できる建設資機材の保有及び備蓄数量を記載する。</p> <p>② 建設機械は、自社、協力会社及びリース会社で所有又は手配することができるものとする。</p> <p>③ リース会社と契約している建設機械の契約書（リース期間が証明できる）を提出すること。</p> <p>④ 確保が不明確な場合は協定を締結しない。</p>
<p>(4) 災害時に出勤できる技術者、作業員の状況 【様式-4】</p>	<p>① 災害時に出勤可能な技術者（土木施工管理技術士等の資格を保有し監督の出来る者）、作業員の出勤体制を記載する。</p> <p>② 技術者、作業員は、自社、協力会社に所属又は手配することが出来る人数とするが、協定期間中、災害時に早急に横浜国道事務所の災害応急対策業務に確保できる人数を記載する。</p> <p>③ 出勤の体制が不明確な場合は協定を締結しない。</p>
<p>(5) 他機関との災害応急対策に関する協定又は契約締結状況 【様式-5】</p>	<p>① 他の公共機関との間において、当事務所と同様もしくは類似する災害協定又は契約を締結している場合は記載する。</p> <p>② 複数締結している場合はすべて記載する。</p> <p>③ 他機関との要請が重複した場合の体制が不明確な場合は協定を締結しない。</p>

(2) 技術資料の提出

1) 様式を横浜国道事務所HP (※) からダウンロードにより、入手すること。

※HPアドレス : <http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohama/>

2) 技術資料は、次に記載する受付期間及び受付場所に持参または郵送（書留郵便等配達確認の出来るもので受付期間の消印有効）して下さい。

・受付期間：平成30年3月28日(水)から平成30年4月24日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。

・受付場所：関東地方整備局 横浜国道事務所 防災情報課（担当：宮崎）

〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2

TEL 045-316-3543（防災情報課直通）

FAX 045-316-3558（防災情報課直通）

3) 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること

(頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇)。

- 4) 提出資料と合わせて入力データを電子媒体（CD）で提出してください。なお、様式-1～5については1)でダウンロードしたデータ（エクセルファイル）とします。図面等の添付資料はPDFファイルとします。

#### 4. 協定の締結に関する事項

- (1) 協定は、提出された技術資料を基に各項目を総合的に判断し締結するものである。なお、技術資料に欠落がある場合は協定締結の対象外とするので注意すること。
- (2) 協定区間は、協定締結希望区間と希望理由を参考に決定するものである。ただし、必ずしも希望区間とならない場合、また1つの区間に対し複数社と協定を締結する場合は協議を行う。
- (3) 協定締結希望者が予定する協定区間数に満たない場合は、協議の上複数区間の担当となる場合もあることとする。
- (4) 提出された技術資料についてヒアリングを行うことがある。その場合は別途連絡する。  
(平成30年4月下旬を予定)
- (5) 協定締結者への通知
  - ①通知方法：書面をもって横浜国道事務所長から通知する。
  - ②選定通知：平成30年5月中旬頃の発送予定で郵送する。

#### 5. 非選定理由に関する事項

- (1) 技術資料を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨とその理由（非選定理由）を書面をもって横浜国道事務所長から通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により、横浜国道事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。
- (3) (2)の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
  - ①受付場所：関東地方整備局 横浜国道事務所 防災情報課（担当：宮崎）  
〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2  
TEL 045-316-3543（防災情報課直通）
  - ②受付期間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。
- (4) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (5) (2)の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

#### 6. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) ヒアリングの低減に向け、技術資料は正確、丁寧にわかりやすく記載すること。
- (3) 提出された技術資料は、協定締結者選定の目的以外に使用することはありません。
- (4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、審査の対象としないとともに、協定締結後は協定

を無効とする。

- (5) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された技術資料は返却しない。
- (7) 本送付資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。
- (8) 技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、他社からの技術資料の提出状況、資料の内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。

〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2  
関東地方整備局 横浜国道事務所 防災情報課 (担当：宮崎)  
TEL 045-316-3543 (防災情報課直通)

災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定書（案）  
（道路関連）

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社代表取締役（以下「乙」という。）とは、横浜国道事務所所管施設等の災害時における早期情報収集及び応急対策（以下「業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所が管理または工事中の施設等（以下「所管施設」という。）が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、「業務」を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び作業員について、双方がその確保及び動員の方法を定め、甲と乙が協力して被害状況の早期把握、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

第2条（協力要請）

甲は、所管施設に災害が発生し、または発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し「業務」の協力を要請することが出来るものとする。また、「業務」を円滑に行うため、甲は乙に対し甲の実施する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

第3条（業務内容）

甲が乙に対し要請を行う「業務」の内容は、以下のとおりである。

①緊急点検（パトロール）

所管施設等に災害が発生し、または発生が予想される場合における損壊箇所等被害の把握と報告を行う。

②緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置および注意喚起を行うための案内板や標識等を設置する。

③道路啓開

緊急車両の通行確保（原則として2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし必要に応じ誘導員を配置）を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動等を実施する。

④応急復旧

道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施す

る。

④災害対策基本法第76条の6（災害時における車両の移動等）に関する業務  
車両等の移動措置命令、車両等の移動の伝達、土地の一時使用措置、記録・報告等  
を実施する。

⑥除雪作業

降雪により交通に支障をきたす恐れがある場合、車道及び歩道の除雪を実施する。

⑦防災訓練

災害発生時を想定した出動訓練、緊急点検（パトロール）及び甲乙間の情報連絡訓練等を行うものとする。また、甲以外が主催する訓練に参加を要請する場合がある。

#### 第4条（業務の実施区間）

「業務」の実施区間は、以下のとおりとする。

〇〇出張所管内 国道〇号 〇〇～〇〇

#### 第5条（建設資機材等の報告）

本協定締結時に、乙はあらかじめ「業務」の実施に必要な組織及び稼働可能な建設機械並びに使用可能な資材、技術者、作業員（以下「建設資機材等」という。）の数量等を把握し、書面により報告するものとする。

- 2 前項以降においても、乙は毎年度当初の4月に「建設資機材等」の数量等を把握し、書面により報告するものとする。また、甲が報告を求めたときは、速やかに報告するものとする。
- 3 甲は、甲の保有する「建設資機材等」について、1項、2項と同時期に乙に書面により通知するものとする。

#### 第6条（業務の出動要請）

甲は乙に対し第2条に基づき「業務」の出動要請をする場合は、書面または電話等の方法によるものとする。

- 2 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙の判断で出動するものとする。
- 3 別に示す気象庁震度計（別紙）において震度5強以上の震度を観測した場合、又は気象庁による震度情報の発表を確認した場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙は出動するものとする。
- 4 乙は出動した場合、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。

#### 第7条（業務の指示等）

「業務」の直接の指示及び監督は、当該業務実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

- 2 前条2項により出動した場合は、乙の判断により「業務」を実施し、出張所長へ報告

するものとする。

- 3 前条3項により出動した場合は、第4条に定める区間の緊急点検（パトロール）を実施し、被害の有無及び被害状況について出張所長に報告するものとする。

#### 第8条（建設資機材等の提供）

甲及び乙は、それぞれから要請があった場合、特別な理由がないかぎり、相互に「建設資機材等」を提供するものとする。

#### 第9条（契約の締結）

甲は、第6条に基づき、乙に出動要請（第6条（業務の出動要請）2項及び3項含む）したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

#### 第10条（業務の実施報告）

乙は「業務」を行ったときは、作業開始時間・作業終了時間及び使用した「建設資機材等」の内訳を書面により速やかに出張所長へ報告するものとする。

- 2 緊急点検（パトロール）については所定の日報様式（ルート及び時刻、また徒歩等で実施した場合はその旨を明記）を提出するものとする。
- 3 甲は、必要に応じて「業務」の途中段階で使用した「建設資機材等」の報告を求めることができるものとする。

#### 第11条（業務の完了）

乙は、「業務」が完了したときは、直ちにその旨を出張所長に報告するものとする。

#### 第12条（費用の請求）

乙は「業務」完了後（防災訓練を除く）、当該業務に要した費用（第8条による乙の「建設資機材等」を含む）の見積書を出張所長経由で甲に提出するものとする。

#### 第13条（費用の支払）

甲は、第12条の規定による見積書の提出を受けたときは、内容を精査し第9条に基づき、その費用を支払うものとする。

#### 第14条（損害の負担）

「業務」の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または「建設資機材等」に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況を書面により報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

#### 第15号（緊急通行車両）

本協定締結後、本協定に基づき乙は甲に乙が保有している緊急通行車両に登録可能な車両を事前届け出するものとする。



第16条（身分証明書の発行）

災害対策基本法に基づく「業務」を行う場合は、乙は甲が発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

第17条（有効期限）

この協定の期間は、平成30年7月1日から平成33年6月30日までとする。

第18条（協定の解約）

甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約することができるものとする。

- 2 乙において取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、もしくは協定の履行に当たり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

第19条（その他）

災害の発生時の被災状況等により、第3条で規定する以外の業務内容又は第4条で規定する以外の区間についても「業務」を実施できるものとする。この場合においては、直接の指示及び監督する者を甲から乙に別途、通知するものとする。

- 2 この協定に基づく防災訓練は、工事契約手続きの企業の信頼性・社会性でいう災害活動実績には認めないものとする。
- 3 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

第20条（附則）

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成30年 月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局  
横浜国道事務所長 淡 中 泰 雄 印

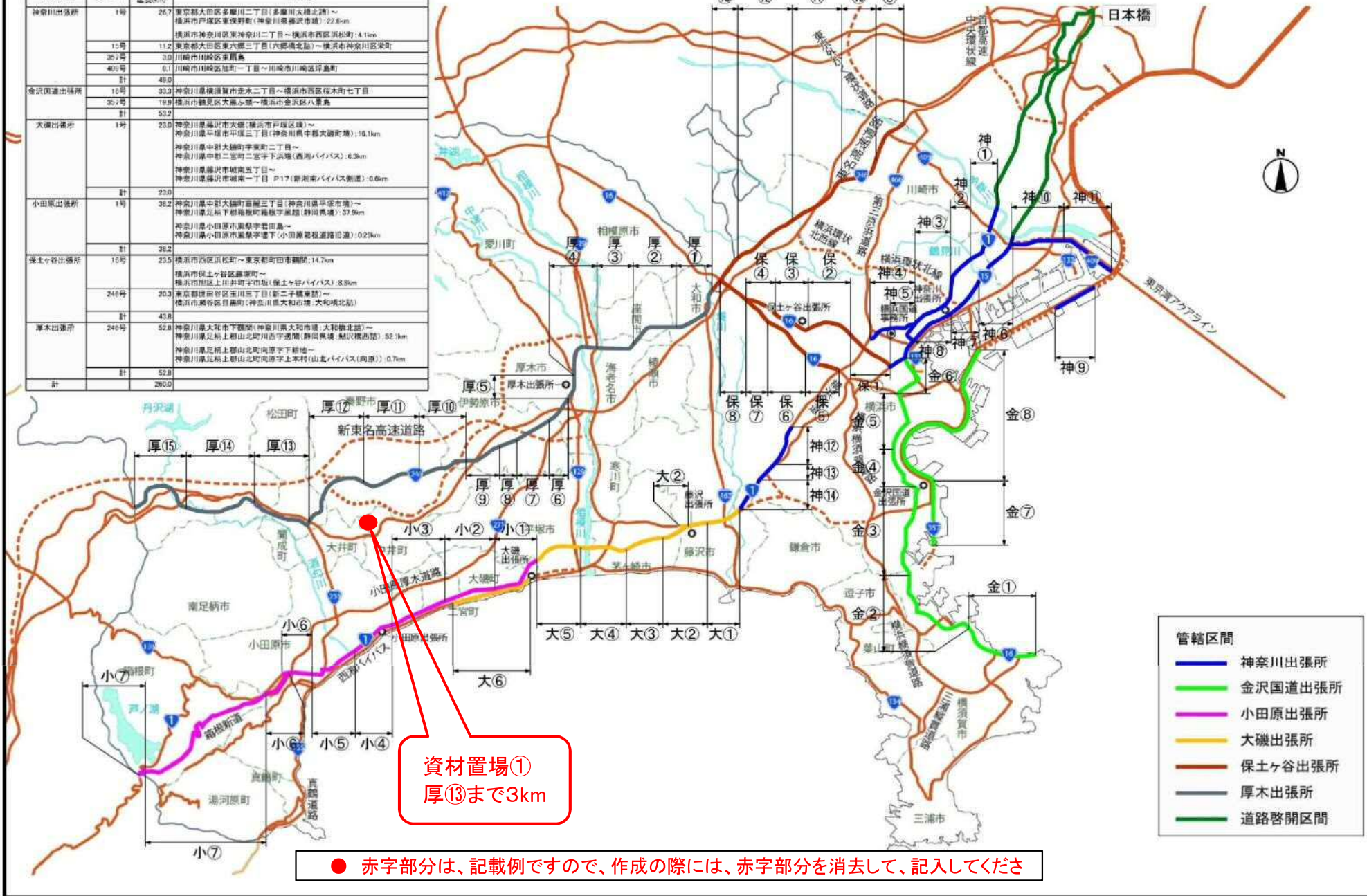
乙 ○○○○株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

別紙

出張所	気象庁震度計位置（平成29年4月1日現在）
神 奈 川	東京大田区 川崎市川崎区、幸区 横浜市鶴見区、西区、神奈川区、保土ヶ谷区、戸塚区
金沢国道	横浜市鶴見区、西区、中区、南区、磯子区、金沢区 横須賀市
大 磯	藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、大磯町、二宮町
小 田 原	大磯町、二宮町、小田原市、箱根町
保土ヶ谷	東京都世田谷区、町田市 横浜市西区、保土ヶ谷区、旭区、緑区、瀬谷区、青葉区 都筑区 川崎市高津区、宮前区
厚 木	大和市、海老名市、座間市、厚木市、伊勢原市、秦野市 松田町、山北町

災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定(道路関連)

出張所名	路線名	管理区間 延長(km)	概要
神奈川出張所	1号	26.7	東京都大田区多摩川二丁目(多摩川大橋北詰)～ 横浜市戸塚区東横野町(神奈川東横野市街):22.6km
	15号	11.2	横浜市神奈川区東神奈川二丁目～横浜市西区浜松町:4.1km
	357号	3.0	東京都大田区東六郷三丁目(六郷橋北詰)～横浜市神奈川区栄町
	409号	0.1	川崎市川崎区宮原島
	計	43.0	
金沢国道出張所	10号	33.3	神奈川県横浜市長野区志水二丁目～横浜市西区桜木町七丁目
	357号	18.9	横浜市鶴見区大黒心環～横浜市金沢区八景島
計	52.2		
大磯出張所	1号	23.0	神奈川県横浜市大磯(横浜市戸塚区境)～ 神奈川県厚木市厚木三丁目(神奈川県中部大磯町境):16.1km
			神奈川県山梨県大磯町字東町二丁目～ 神奈川県山梨県大磯町字下沼津(沼津バイパス):6.2km
			神奈川県横浜市中区磯子区磯子～ 神奈川県横浜市磯子区磯子(新大磯バイパス):0.6km
	計	23.0	
小田原出張所	1号	38.2	神奈川県山梨県大磯町厚木三丁目(神奈川県厚木市境)～ 神奈川県足柄下郡箱根町箱根字風越(神田厚木境):37.9km
			神奈川県小田原市黒塚字豊田島～ 神奈川県小田原市黒塚字豊田下(小田原総持道路踏切道):0.29km
計	38.2		
保土ヶ谷出張所	10号	23.5	横浜市西区浜松町～東京都町田市鶴間:14.7km
			横浜市保土ヶ谷区藤原町～ 横浜市旭区上川井町字市原(保土ヶ谷バイパス):8.8km
	240号	20.3	東京都世田谷区玉川三丁目(第二子橋東詰)～ 横浜市瀬谷区自原町(神奈川県大和市境:大和橋北詰)
計	43.8		
厚木出張所	240号	52.8	神奈川県大和市下鶴間(神奈川県大和市境:大和橋北詰)～ 神奈川県足柄上郡山北町川高字通間(神田厚木境:越後橋西詰):52.1km
			神奈川県足柄上郡山北町向原字下給地～ 神奈川県足柄上郡山北町向原字上本村(山北バイパス(両側)):0.7km
	計	52.8	
計		260.0	



資材置場①  
厚⑬まで3km

● 赤字部分は、記載例ですので、作成の際には、赤字部分を消去して、記入してください